

おのみち食の魅力発信支援事業補助金



原油価格や物価高騰の影響を受ける飲食関係事業者への支援として、飲食関係の団体が尾道の食の魅力発信と賑わい創出や消費喚起・販売促進のため実施する取組に対して補助金を交付し、尾道の多様な食の魅力発信と消費拡大を図ります。

補助対象者

- ①飲食業生活衛生同業組合、菓子工業組合、観光土産品協同組合、喫茶生活衛生同業組合、その他飲食団体を形成する任意の団体
- ②尾道商工会議所、因島商工会議所、尾道しまなみ商工会
- ③尾道本通り商店街連合会、土生町商店街連合会、その他商店街を形成する会員店舗数40以上の任意の団体

※複数の団体の連名による申請も可能。

補助金の対象となる事業

食の魅力発信と消費喚起・販売促進を目的とし、『尾道の食の魅力発信』と『事業者主体の新たな食関連のイベント等の開催』のいずれも行うもの

※他の補助金の交付を受けている事業は対象外

補助対象経費

報償費、旅費、広告宣伝費、会場等借用費、会場設営費、通信運搬費、賃借料、光熱水費、消耗品費、保険料、委託料等

※対象経費とならないものもありますので、詳細は申請の手引きを参照してください。

補助金額

補助対象経費の3/4（上限額：100万円）

※審査のうえ、交付決定および額の決定を行います。

※申請多数の場合は、予算の範囲内で額の確定を行います。

※1団体につき申請は1回限りとし、2団体以上の複数で連携して事業を実施する場合も、1回の申請とします。

対象事業期間

令和7年7月中旬 ～ 令和8年2月28日(土)

※補助金交付決定後に事業を実施してください。

※事業実施期間内に支払いが全て完了する必要があります。

申請期限

令和7年5月下旬から令和7年6月30日(月)まで

申請方法

郵送またはメールで商工課へ提出してください。

申請・お問い合わせ先

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号

尾道市 産業部商工課 商政係

TEL：0848-38-9183 FAX：0848-38-9293

Mail：shoko@city.onomichi.hiroshima.jp

申請書様式は
こちらから
ダウンロード
できます。➡



《補助金申請の流れ》

交付申請

交付申請書類を商工課に提出してください。



申請内容の審査

提出書類を審査します。



補助金交付決定
(事業実施)

補助金交付（不交付）決定通知書を郵送します。
交付決定の場合、事業を実施してください。



事業実施完了
(実績報告書の提出)

事業終了後、14日以内に実績報告書等必要書類を商工課に提出してください。



補助金決定

書類を審査し、補助金確定通知書と補助金交付請求用紙を郵送します。



補助金交付請求

補助金交付請求書と振込先口座の通帳の写しを提出してください。



補助金の交付

補助金交付請求書に記載された口座に補助金を入金します。